

建築士法に係る行政処分について

2020年8月31日付けで、株式会社レオパレス21（東京都中野区 社長：宮尾 文也、以下「当社」）に所属する一級建築士1名と元社員の一級建築士2名が、当社の施工不備問題に関連して建築士法第10条の規定に基づき、国土交通省より行政処分（免許取消）を受けましたことを、ご報告いたします。

今回の処分は上記一級建築士に対して行われたものですが、当社はこれを“会社”に対して下された処分と受け止めております。当社としては、今回の処分内容を真摯に受け止め反省し、このような事態を二度と発生させることのないよう、今後はより一層コンプライアンス体制を強化すると共に、法令を遵守し、適切に業務を行ってまいります。

オーナー様や、入居者様・お取引企業様をはじめ、関係各位にご心配・ご迷惑をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。

<本件に関するお問い合わせ>

オーナー様	フリーコール	0120-082-991	(受付：10:00-18:00 定休日 土日祝)
入居者様	フリーコール	0120-590-080	(受付：10:00-18:30)
株主様	IR推進室	050-2016-2907	(受付：9:00-18:00 定休日 土日祝)
報道機関様	広報グループ	03-5350-0445	(受付：9:00-18:00 定休日 土日祝)